

広島市建設工事に係る競争入札における積算疑義の申立に関する要綱 現行改正比較表

現 行	改 正 案	改正理由
<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>広島市長</p> <p style="text-align: right;">所在地又は住所 商号又は名称 代表者職氏名 担当者氏名 連絡先</p> <p style="text-align: center;">金入設計書閲覧申請書</p> <p>次の発注工事に關し、金入設計書の閲覧を申請します。 なお、閲覧は、自らが行った見積と広島市が行った積算とを比較し、積算内容を検証することのみを目的として行い、閲覧に際して知り得た情報について当該目的以外に使用すること及び第三者に提供しないことを誓約します。</p> <p>1 案件番号</p> <p>2 工事名</p> <p>3 開札日 (再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日)</p> <p>※ 閲覧を希望される方は、この申請書を当該入札の保留通知書又はその写しとともに持参又は送付してください。 閲覧される際には、本人確認を行いますので、閲覧される方が代表者又は入札契約権限の受任者のときは、本人であることを確認することができる書類（免許証、マイナンバーカード等の公的機関の発行する身分証明書）を持参し、本市の職員に提示してください。また、代表者又は入札契約権限の受任者に代わって代理の方が閲覧されるときは、本人であることを確認することができる書類のほか、入札参加者との間に雇用関係等があることを確認することができるもの（例：健康保険被保険者証等）を持参し、本市の職員に提示してください。 また、本市に登録のあるメールアドレスからこの申請書等が送付された場合に限り、電子メールによる同アドレスへの金入設計書（PDF形式）の送付も可能としますので、工事担当課への申請書等の到達確認後、金入設計書の電子メールでの送付を申し出てください。</p>	<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>広島市長</p> <p style="text-align: right;">所在地又は住所 商号又は名称 代表者職氏名 担当者氏名 連絡先</p> <p style="text-align: center;">金入設計書閲覧申請書</p> <p>次の発注工事に關し、金入設計書の閲覧を申請します。 なお、閲覧は、自らが行った見積と広島市が行った積算とを比較し、積算内容を検証することのみを目的として行い、閲覧に際して知り得た情報について当該目的以外に使用すること及び第三者に提供しないことを誓約します。</p> <p>1 案件番号</p> <p>2 工事名</p> <p>3 開札日 (再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日)</p> <p>※ 閲覧を希望される方は、この申請書を当該入札の保留通知書又はその写しとともに持参又は送付してください。 閲覧される際には、本人確認を行いますので、閲覧される方が代表者又は入札契約権限の受任者のときは、本人であることを確認することができる書類（免許証、マイナンバーカード等の公的機関の発行する身分証明書）を持参し、本市の職員に提示してください。また、代表者又は入札契約権限の受任者に代わって代理の方が閲覧されるときは、本人であることを確認することができる書類のほか、入札参加者との間に雇用関係等があることを確認することができるもの（<u>設計図等のうち「現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について(配布用)」の「2 雇用関係の確認方法」に記載している書類</u>）を持参し、本市の職員に提示してください。 また、本市に登録のあるメールアドレスからこの申請書等が送付された場合に限り、電子メールによる同アドレスへの金入設計書（PDF形式）の送付も可能としますので、工事担当課への申請書等の到達確認後、金入設計書の電子メールでの送付を申し出てください。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>令和6年12月1日までに発行済みの健康保険被保険者証の有効期限が令和7年12月1日に終了することに伴う改正。</p>